

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第七項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があった。

令和三年六月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

三原農業協 同組合				登録検査 機関の 名称	
抹消		追加		変更内容	変更の あった 農産物 検査員
大黒 義之	今吉 正典	大倉 舜雨	片田 恒明	氏名	
そば 大麦、 裸麦、 大豆、 もみ、 玄米、 小麦	そば 大麦、 裸麦、 大豆、 もみ、 玄米、 小麦	そば 大麦、 裸麦、 大豆、 もみ、 玄米、 小麦	そば 大麦、 裸麦、 大豆、 もみ、 玄米、 小麦	農産物 検査を 行う 農産物 の種類	
令和三年 六月一五 日				変更 年月 日	